

公募型プロポーザルの実施（公告）

ながさき産地“農”の魅力発信事業業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和8年7月13日

長崎県知事 平田 研

1. 業務概要

- (1) 業務の名称 ながさき産地“農”の魅力発信事業業務委託
- (2) 業務内容 ながさき産地“農”の魅力発信事業業務委託公募型プロポーザル募集要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月26日まで

2. プロポーザルに参加する者の資格要件

期日までに公募型プロポーザル参加表明書（様式1）（以下、「参加表明書」という。）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3. プロポーザルに参加することができない者

次の(1)から(9)のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けるおそれがある者
- (7) 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) この公告の日から見積執行期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団

等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4. 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及び募集要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前9時から午後5時までⅡに定める機関で配布するほか、長崎県のホームページ<[長崎県ホームページ](#)>に令和8年8月21日(金)まで掲載して配布する。

5. 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい者は、参加表明書(様式Ⅰ)、誓約書(様式Ⅱ)、印鑑届(様式Ⅲ)及び添付書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録、レターパックのいずれかに限る)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 Ⅱに定める機関
- (3) 提出部数 Ⅰ部
- (4) 提出期間 令和8年7月13日(月)から令和8年7月31日(金)までの間(県の閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで。(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。)

6. 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和8年8月6日(木)までに申請者へ通知する。

7. 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録、レターパックのいずれかに限る)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 Ⅱに定める機関
- (3) 提出部数 7部(正1部、副6部)
- (4) 提出期間 令和8年7月13日(月)から令和8年8月21日(金)までの間(県の閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで。(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。)

8. 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、ながさき産地“農”の魅力発信事業業務委託に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9. 契約の締結

長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉(見積執行)を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10. 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 長崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 見積執行期日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11. プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
（名称）長崎県 農林部 農業経営課 就農支援班
（電話）095-895-2935 （ファクシミリ）095-895-2591
（E-mail）S070302@pref.nagasaki.lg.jp

12. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- （2）この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- （3）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。